

第6節 NPO法人の解散

1 NPO法人の解散事由

NPO法人は次の事由によって解散します（法第31条第1項）。解散後、清算中のNPO法人は、清算法人として清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法第31条の4）。最終的に、清算終了の登記を行う事で法人は消滅します。

法人の清算は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督を受けることとなっています（法第32条の2）。

(1) 社員総会の決議（法第31条第1項第1号）

社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p114参照）。

(2) 定款で定めた解散事由の発生（法第31条第1項第2号）

この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p114参照）。

(3) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能（法第31条第1項第3号）

「成功の不能」とは、その法人が主たる目的としている特定非営利活動に係る事業について成功する見込みがなくなり（またはすることがなくなり）、その法人の存在意義がなくなってしまったような場合をいいます。この事由により解散するにあたっては、法人が不能と判断するだけでなく、客観的な事由が必要で、栃木県（権限移譲市町）に、その事由を証する書面を提出し、認定を受けることが必要です（p116参照）。

(4) 社員の欠亡（法第31条第1項第4号）

「社員の欠亡」とは、社員が0人になった状態のことをいいます。1～9人となった場合だけでは該当しません。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p114参照）。

(5) 合併（法第31条第1項第5号）

吸収合併、新設合併のいずれの場合も、消滅する法人は解散となります。この事由により解散する場合は、所轄庁への届出は不要です（別途、合併認証申請手続が必要です）。

(6) 破産手続開始の決定（法第31条第1項第6号）

法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合、裁判所は理事若しくは債権者の申立てにより、又は職権により破産手続開始の決定をします（法第31条の3）。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく栃木県（権限移譲市町）へ解散の届出を行わなければなりません（p114参照）。

(7) 法第 43 条に規定する設立認証の取消し（法第 31 条第 1 項第 7 号）

所轄庁からの改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができない場合や3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁が設立認証の取り消しを行うことがあります。

参考 手続の流れ（解散事由別）

解散事由 手続の流れ	社員 総会 の 決議	事 由 の 発 生	定 款 で 定 め た 解 散	業 の 不 能	営 利 活 動 に 係 る 事	目 的 と す る 特 定 非	社 員 の 欠 亡	設 立 認 証 の 取 消 し	決 定	破 産 手 続 開 始 の	合 併
解散認定の申請、認定	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	p 103 参照
解散の登記	○	○	○	○	○	○	○	○	※		
解散の届出	○	○	-	○	-	○	-	○	○		
債権・債務、残余財産の整理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	破産法	
清算終了の登記・届出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	による	

※ 破産手続開始の決定による解散及び破産終結決定の登記は、裁判所が職権により登記の囑託を行います。

《清算人の就任と解任》

NPO法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き理事が清算人になり、清算人以外の理事は職務権限を失います。

ただし、法には、理事以外の者が清算人に就任できる旨が定められており、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りではない（理事以外の者が清算人に就任できる）とされています（法第 31 条の 5）。

上記の規定により清算人になる者がいない場合や清算人が欠けたため損害を生ずる恐れがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を選任することができることとされています（法第 31 条の 6）。

なお、重要な事由があるとき、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を解任することができることとされています（法第 31 条の 7）。

《解散及び清算人就任の登記》

解散及び清算人就任の登記を申請する場合、解散の事由や誰が清算人に選任されたかにより添付書類が異なります。あらかじめ法務局にどのような添付書類が必要か問い合わせることをおすすめします。

参考までに、社員総会の決議による解散の場合で、代表権のある理事が清算人になる場合は、①社員総会の議事録、②定款、③理事長以外の理事の選任を証する社員総会議事録（解散時の理事の選任に関するもの）及び就任承諾書（理事長等以外の理事についてのもの）が必要です。

2 残余財産の帰属

残余財産とは、清算手続をして債権・債務を整理し、最終的に法人の手元に残った財産をいいます。NPO法人の場合は、株式会社のように構成員で分配することはできません。残余財産の帰属先（譲渡先）は、NPO法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定しなければならないこととされています（法第11条第3項）。また、残余財産の帰属の時期は、清算終了の届出のときとなります（法第32条第1項）。

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がない場合は、清算人は、所轄庁の認証を得て（p118参照）、財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法第32条第2項）。

なお、合併の場合は、合併後に存続し又は新設される法人が、合併により消滅した法人の権利義務を承継するため、残余財産の帰属の考え方は生じません。

《残余財産の帰属先と定款の定め》

定款の定め方と残余財産の帰属先については次のとおりです。

帰属先に関する定款の定め		手続等
定め有り	特定の団体が帰属先として定められている	定款で定める団体へ帰属
	「帰属先を解散の社員総会で決定する」と定められている	解散の社員総会の議決で帰属先を決定する（残余財産譲渡認証申請不要）
定めなし	定款に定めがない場合で、法に定める帰属先に譲渡したいとき	定款変更の社員総会を開催して定款変更認証申請を行い、認証されてから（定款に定めてから）解散手続を行う
	国又は地方公共団体に譲渡したいとき	残余財産譲渡認証申請を行い（p118参照）、認証された場合に譲渡できる
	残余財産譲渡認証申請が不認証のとき	国庫へ帰属（国の承諾を要さない）

3 社員総会の決議による解散の手続

社員総会の決議による解散（法第31条第1項第1号）及び清算に係る手続の流れは次のとおりです。

（1）社員総会の開催

総社員数の4分の3以上の賛成が必要です（定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。法第31条の2）。総会では、次の事項を決議する必要があります。

- ① 解散することについての意思決定
- ② 清算人の選任
- ③ （定款で残余財産の帰属先を総会において決議することとなっている場合のみ）残余財産の帰属先

《社員総会議事録の作成例》

〇〇総会議事録

特定非営利活動法人〇〇〇

- 1 開催日時 平成〇年〇月〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 栃木県〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 出席者数 社員総数〇〇名のうち〇〇人出席（うち表決委任者〇名、書面表決者〇名）
- 4 審議事項 (1) 法人の解散について
(2) 清算人の選任について
(3) 残余財産の処分について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

定刻に至り、司会者〇〇〇〇が開会を宣言し、本日の〇〇総会は定款定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた。本日の臨時総会の議長の選出を諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇が議長に選任された。

審議の前に、議長が、議事録署名人について諮ったところ、満場一致で、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の両名が議事録署名人に選任された。

(1) 法人の解散について

議長は、〇〇により当法人を解散したい旨を出席者に諮ったところ、満場一致をもって異議無くこれを承認し、本案は可決された。

(2) 清算人の選任について

議長は、清算人を選任する必要がある旨を述べ出席者に諮ったところ、満場一致をもって次の者を選任した。なお、被選任者は席上、その就任を承諾した。清算人〇〇〇〇

(3) 残余財産の処分について

議長は、残余財産〇〇〇〇〇〇〇〇〇円を特定非営利活動法人△△に譲渡することについて出席者に諮ったところ、満場一致をもって異議無くこれを承認し、本案は可決された。

以上をもって〇〇総会の議案全部の審議を終了したので、議長は〇時閉会を宣言した。

以上の議決を明確にするため、議長並びに議事録署名人は、次に署名押印(※)する。

平成〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇 印

議事録署名人 〇〇〇〇 印

同 〇〇〇〇 印

※定款で「署名、押印」と定めている場合。

(2) 解散及び清算人の登記

主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては2週間以内に、その他の事務所の所在地を管轄する法務局においては3週間以内に、解散及び清算人の登記をします。

(3) 解散届出書の提出

登記が完了したら、清算人は遅滞なく解散届出書を栃木県(権限移譲市町)に提出することが必要です(法第31条第4項、p114参照)。

(4) 清算業務

清算人の職務は次のとおりで、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督のもと、清算のために必要な一切の行為をすることができる権限を有しています(法第31条の9第1項、第2項、法第32条の2)。

① 現務の結了

解散当時に着手していた事務を完結させます。事務の完結のための新たな契約行為等はできますが、事務の拡大に向かう契約行為等はできません。

② 債務の取立て・弁済

ア 公告・催告

清算人は、債権の取立て及び弁済を行います。債務の弁済について、解散した後、遅滞なく「債権の申出の公告」を少なくとも1回官報に掲載して行う必要があります(法第31条の10第4項)。定款に別の公告の方法が定められているとき(例:法人の掲示場所に掲示する等)は、定款の定めによる公告も行います。公告するときは、債権者が期間内に申出を行わない場合、その債権は清算から外される旨を付記する必要があります。債権の申出の期間は少なくとも2月を下ることができないことと定められています(法第31条の10第1項、第2項)。また、判明している債権者には各別に申出の催告を行わなければなりません(法第31条の10第3項)。

《官報への掲載方法と文案例》

官報は、独立行政法人国立印刷所が発行する全国紙です。官報への掲載申込方法や料金等については、下記の取次所にお問い合わせください。

➤ 栃木県官報販売所(株)亀田書店

〒320-0801 宇都宮市池上町2番1号 TEL 028-651-0050

webサイト http://www.tochigi09.com/koukoku_i.html

➤ 文案例

当法人は、平成〇年〇月〇日に〇〇〇(解散事由)により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成〇年〇月〇日

栃木県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人〇〇〇〇 清算人〇〇〇〇

イ 債務の分配

上記の公告と催告により判明した債務について分配を行います。清算中に、財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになった場合は、清算人が直ちに破産手続開始の申立てをし、官報に掲載して公告しなければなりません。破産手続開始の決定を受けて破産管財人に事務を引き継いだ時は清算人の任務を終了することとなります(法第31条の12)。

③ 残余財産の引渡し

残余財産がある場合は、その帰属先に財産の引渡しを行います。帰属する時期は、清算終了の届出のときとなります（法第32条第1項）。

（5）清算終了の登記

清算業務が終了したら、主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては2週間以内に、その他の事務所の所在地を管轄する法務局においては3週間以内に清算終了の登記を行います。この登記により法人格が消滅します。

（6）清算終了届出書の提出

清算終了の登記完了後、清算人は栃木県（権限移譲市町）に清算終了届出書（p119参照）を提出する必要があります（法第32条の3）。これをもって、残余財産がある場合は、その帰属先に帰属します。

4 解散届出書に係る提出書類

社員総会の決議（法第31条第1項第1号）、定款で定めた解散事由の発生（同第2号）、社員の欠亡（同第4号）、破産手続開始の決定（同第6号）によって解散した場合、清算人は、「解散届出書」に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、遅滞なく栃木県（権限移譲市町）に解散届出書を提出しなければなりません（法第31条第4項、規則第13条）。

提出書類	部数	参照ページ
① 解散届出書（別記様式第11号）	1	115
② 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

《解散届出書の記載例》

別記様式第 11 号（第 13 条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

年 月 日

栃木県知事 様
(権限移譲市町の長)

理事以外の者が選任された場合（定款に別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号
清算人 氏 名 特定非営利活動法人 ○○○○
理事長 栃木 花子
電 話 番 号 0 2 8 - 6 2 3 - 3 4 2 2

登記してある法人の印を押してください。

解 散 届 出 書

不要な号数は消してください。（記載例は「社員総会の決議」の場合）

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 1 号（~~第 2 号・第 4 号・第 6 号~~）に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人○○○○
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号
解 散 の 理 由	○○を通じて○○を実施してきたが、社員の高齢化により継続が困難となったため、平成○年○月○日に開催した社員総会の決議により解散した。
残余財産の処分方法	(例 1) 特定非営利活動法人△△△へ譲渡する。 (例 2) 残余財産はありません。

備考 不要な部分を線で消すこと。

5 解散認定の手続（事業の成功の不能）

NPO法人は、法第31条第1項第3号に定める「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散をしようとするときは、栃木県（権限移譲市町）の認定を受けなければなりません（法第31条第2項・第3項、規則第12条）。

提出書類	部数	参照ページ
① 解散認定申請書（別記様式第10号）	1	下記
② 事業の成功の不能を証する書面 （社員総会の議事録の謄本や理事会の理事録の謄本など）	1	—

《解散認定申請書の記載例》

別記様式第10号（第12条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様
（権限移譲市町の長）

主たる事務所の所在地 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 〇〇〇〇
 代表者の氏名 理事長 栃木 花子 印
 電話番号 028-623-3422

登記してある法人の印を押してください。

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯	<p>理由や経緯について具体的に記入してください。</p> <p>（例1） 法人の目的を達成するために実施してきた定款第5条に掲げる事業すべてが、〇年〇月〇日付けの〇〇法の廃止によって実施できなくなり、他の方法をもってしても法人の目的が達成できなくなったため。</p> <p>（例2） 法人の目的である〇〇〇事業を法人設立以来実施してきたがその要支援者が0人となり、目的を達成したため。</p>
残余財産の処分方法	<p>（例1） 特定非営利活動法人△△△へ譲渡する。</p> <p>（例2） 残余財産はありません。</p>

6 清算人就任届の手続

清算中に清算人が就任した場合（例：解散時に就任していた清算人が交代した場合等）は登記を行い、登記事項証明書を添付して栃木県（権限移譲市町）へ清算人就任の届出を行う必要があります（法第31条の8、規則第14条）。

提出書類	部数	参照ページ
① 清算人就任届出書（別記様式第12号）	1	下記
② 清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

《清算人就任届出書の記載例》

別記様式第12号（第14条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様
（権限移譲市町の長）

理事以外の者が選任された場合（定款に別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。（記載例は、理事以外の者が選任された場合の例です。）

住所又は居所 栃木県宇都宮市竹林町1030番地2
清算人 氏 名 宇都宮 太郎 ㊞
電 話 番 号 ×××-×××-××××

登記してある法人の印を押してください。

清 算 人 就 任 届 出 書

次のとおり特定非営利活動法人の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
清算人の氏名	宇都宮 太郎
清算人の住所又は居所	栃木県宇都宮市竹林町1030番地2
清算人の就任した年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

7 残余財産譲渡認証申請の手続

定款に、残余財産の帰属先に関する規定がない場合、清算人は「残余財産譲渡認証申請書」により栃木県（権限移譲市町）に認証申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます(法第32条第2項、規則第15条)。

提出書類	部数	参照ページ
残余財産譲渡認証申請書（別記様式第13号）	1	下記

《残余財産譲渡認証申請書の記載例》

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

年 月 日

別記様式第13号（第15条関係）

栃木県知事 様
(権限移譲市町の長)

理事以外の者が選任された場合（定款に別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

清算人 氏 名 特定非営利活動法人 ○○○○

理事長 栃木 花子 ⑩

電 話 番 号 028-623-3422

登記してある法人の印を押してください。

残余財産譲渡認証申請書

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
譲渡すべき残余財産	現金○○円
	残余財産すべてを記載してください。
残余財産の譲渡を受ける者の名称	国 現金○○円 栃木県 現金○○円 ○○市 現金○○円

残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。

8 清算結了の手続

清算が結了したときは、栃木県（権限移譲市町）に清算結了届出書を提出する必要があります（法第 32 条の 3、規則第 16 条）。提出書類は下記のとおりです。

提出書類	部数	参照ページ
① 清算結了届出書（別記様式第 14 号）	1	下記
② 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

《清算結了届出書の記載例》

別記様式第 14 号（第 16 条関係）

申請書提出日を記載します。郵送による申請の場合は、投函する日を記載します。その場合は書類が県（権限移譲市町）に到達した日が届出日となります。

年 月 日

栃木県知事 様
（権限移譲市町の長）

理事以外の者が選任された場合（定款で別段の定めがある場合、社員総会における選任、裁判所による選任）は、特定非営利活動法人の名称等ではなく、清算人となった者の氏名等を記載してください。

住所又は居所 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号
清算人 氏 名 特定非営利活動法人 ○○○○
理事長 栃木 花子 ⑩
電 話 番 号 0 2 8 - 6 2 3 - 3 4 2 2

登記してある法人の印を押してください。

清 算 結 了 届 出 書

次の特定非営利活動法人の解散に係る清算が結了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○
主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 2 0 号